

国家公務員法等の一部を改正する法律案

【用例集】

令和元年五月

法務省

○国家公務員法等の一部を改正する法律案 用例集 目次

【検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第九条及び第十条関係】	1
官職等に括弧書きで除外事由が記載されている例	1
「もつて充てる。」の例	1
【検察庁法第二十条関係】	1
次の各号のいずれかに該当する者」の例	1
「年に達した者」の例	1
「に任命することができない。」の例	1
【検察庁法第二十二条関係】	1
「年に達したときは、・・・年に達した日の翌日」の例	1
「。。。は、。。。されるものとする。」の例	1
【検察庁法第三十一条関係】	1
「。。。から。。。まで及び。。。から。。。まで並びに。。。及び。。。の規定」の例	1
【附則関係（検察庁法関係）】	1
本則と通し番号の附則を独自の条名の附則に改める例	2
「第〇条を第〇条とし、第〇条を削り、第〇条を第〇条とし、第〇条を削る。」の例	3
「。。。については、。。。中「。。。」とあるのは、「。。。」とする。」の例	3
「大臣は、。。。に対し。。。大臣が定める」の例	3
「大臣は、。。。大臣が定める。。。に従つて」の例	3
【検察官の任用の例】	2
【検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条関係】	2
「年齢が。。。に達した」の例	4
「円未満の端数を生じたときは、「」の例	4
「。。。円に切り上げるものとする」の例	4
「その者の受けれる俸給月額」の例	4

- 「との差額に相当する額」の例
- 【附則関係（国家公務員法の一部を改正する法律関係）】
- 「の任用に関」の例
- 「(・・・)に関連する制度を含む。」の例

6 5 5 5

○国家公務員法等の一部を改正する法律案 用例集

【検察庁法第二十条関係】

【検察庁法（昭和二十一年法律第六十一号）第九条及び第十条関係】

●官職等に括弧書きで除外事由が記載されている例

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

（罰則）附 則

第四十一条 （略）
2・3 （略）

4 三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

●「もつて充てる。」の例

○国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）

第八十一条の五 （略）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）

第三十八条 （略）

2 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。

3・7 （略）

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）

●「次の各号のいずれかに該当する者」の例

○古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十号）

●「年に達した者」の例
第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

2 一・二 （略）

●「年に達した者」の例

○国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）

第八十一条の五 （略）

○短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

●「に任命することができない。」の例

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

一・二 (略)

【検察庁法第二十二条関係】

●「年に達したときは、・・・年に達した日の翌日」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

第四十五条 自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

2 (略)

●「・・・は、・・・されるものとする。」の例

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十号）

第十一條 (略)

2 (略)

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 (略)

【検察庁法第三十二条関係】

●「・・・から・・・まで及び・・・から・・・まで並びに・・・及び・・・の規定」の例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

附 則
(施行期日)

第一条 (略)

二 第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十六条まで並びに附則第七条及び第十六条の規定公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 (略)

【附則関係（検察庁法関係）】

●本則と通し番号の附則を独自の条名の附則に改める例

○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を

次のように改正する。

(中略)

第二十八条を附則第一条とし、第二十九条を附則第二条とし、第三十条を附則第三条とし、第三十一条を附則第四条とし、第三十二条を附則第五条とし、第三十三条を削る。

附則に次の二条を加える。
(以下略)

●「第〇条を第〇条とし、第〇条を削り、第〇条を第〇条とし、第〇条を削る。」の例

○民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
(中略)

第四百四十条を第四百四十七条とし、第四百三十九条を削り
第四百三十八条を第四百四十条とし、第四百三十七条を削る

(以下略)

●「。。。については、。。。中「。。。」とあるのは、「。。。」とする。」の例

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）

附 則

(平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
第三条 平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第

十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

●「大臣は、。。。に対し。。。大臣が定める」の例

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）

第二条 (略)
1 14 (略)

5 厚生労働大臣は、次条の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勧奨を行う場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうかでないと認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときを除く。）には、対象事業主又は第三項の役員であつた者に対して、厚生労働大臣が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 13 (略)

●「大臣は、。。。大臣が定める。。。に従つて」の例

○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

(商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限)

第四十条 (略)

2 (4) (略)

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可対象会社を子会社とした日に商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 (8) (略)

● 檢察官の任用の例

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)

第二十条 (略)

2 前項に定めるもののほか、第十一第一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する待遇については、部内の他の職員との均衡を失すことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

【検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)
附則第五条関係】

● 「年齢が。。。に達した」の例

○検察庁法

第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

● 「円未満の端数を生じたときは、」の例

○検察官の俸給等に関する法律

第十条 附 則 (略)

2 前項の規定により俸給の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

● 「。。。円に切り上げるものとする」の例

○雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)

(基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更)

第十八条 (略)

2 前項の規定により変更された自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

3 (4) (略)

● 「その者の受ける俸給月額」の例

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十
五号）

附 則（昭和五十四年一二月一二日法律第五七号）

1 (6) (略)

7 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二
十五年法律第九十五号）第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けっていた号俸の二号俸上位の号俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額（以下この項において「二号俸上位号俸等」という。）である職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。）については、一般職の職員の給与等に関する法律第八条第
九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の
事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができ
る。同年四月一日後に一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

「との差額に相当する額」の例

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百
五十二号）

附 則（平成一七年一月七日法律第一一四号）
第一条～第三条 (略)

第四条 (略)

2 一部施行日以降に新たに大使又は公使となつた者のうち、

一部施行日の前日から大使又は公使となつた日の前日までの間引き続き一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の同一の俸給表の適用を受けていたもので、当該大使又は公使として受ける俸給月額が一部施行日の前日において受けていた俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる特別職の職員には、平成二十二年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（その額が、当該大使又は公使として受ける俸給月額と第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条の規定を適用したとしたならば当該大使又は公使として受けることとなる俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「基準額」という。）との差額に相当する額を超えるときは、当該大使又は公使として受ける俸給月額と基準額との差額に相当する額）を俸給として支給する。

3 (略)

第五条～第七条 (略)

【附則関係（国家公務員法の一部を改正する法律関係）】

「の任用に關」の例

○地方教育行政組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律
第一百六十二号）

（市町村委員会の内申）

第三十八条（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

3 二（略）

● 「（・・・に関連する制度を含む。）」の例

○官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第二百三号）

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

第十一條（略）

3 2 国は、官民データ活用を推進するため、官民データの円滑な流通に関する制度（コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の円滑な流通に関する制度を含む。）の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。